

## 令和8年度東海市営農継続支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、出荷・販売用資材を購入する農業者及び農業法人に対し、令和8年度東海市営農継続支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、農業経営に係る経費負担の軽減を図り、もって営農の継続を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「出荷・販売用資材」とは、農産物を出荷し、又は販売する際に使用する資材をいう。

2 この要綱において「農業法人」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人及びその他農業を営む法人をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農業者又は農業法人で、市税を完納しているものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を除く。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が令和8年4月1日から令和9年3月12日までの期間内において出荷・販売用資材を購入する事業とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金は、出荷・販売用資材の購入に要した費用（令和8年度東海市農業振興事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）別表に規定する花卉園芸普及推進補助事業に係る補助対象経費のうち市長が定めるものに係る費用を除く。以下「購入費」という。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 完納証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の変更申請）

第7条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。  
（補助金の交付の内定及び通知）

第8条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。  
（実績報告）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した申請者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。  
（補助金の額の確定及び通知）

第10条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。  
（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。  
（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記入したとき。
- (3) 暴力団員等であることが判明したとき。

(補助金の交付申請等の委任)

第13条 補助金の交付申請、受領及び返還並びに実績報告に関する事務については、あいち知多農業協同組合代表理事組合長が申請者から委任を受けて行うことができるものとする。

2 前項の規定による委任があった場合の当該補助金の交付決定等に係る通知は、受任者に対し行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。